

2021年11月

## 1 はじめに

イスラエル国内で自動車等を運転する場合、国際運転免許証で運転できる期間は原則として入国から1年間で、日本の国際運転免許証と運転免許証（和文）の両方を携帯することで運転することができます。しかし、イスラエルの運転免許証を取得していない場合、事故の際に保険会社からの補償が受けられないことや、補償が制限される場合がありますので、イスラエルの運転免許証に早めに書き換えることをお勧めします。

なお、本案内は大使館で承知している2021年11月現在の情報です。今後、手続内容が変更される場合がありますので、当地陸運局で最新情報をご確認ください。

### ○ 運輸省陸運局（ミスラド・リシューイ）電話案内サービス

イスラエル国内 \* 5678 又は 1-222-5678

イスラエル国外から +972-3-9695678

日曜日から木曜日 7時30分から20時まで

金曜日及び祝日の前日 7時から13時まで

### ○ イスラエル居住者向けデータベースサイト（ヘブライ語）

<https://www.kolzhut.org.il/he/נהיגה זר לרישיון נהיגה ישראלי>

### ○ イスラエル政府ポータルサイト（ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/service/apply\\_for\\_new\\_driver\\_drivers\\_license](https://www.gov.il/he/service/apply_for_new_driver_drivers_license)

## 2 書換えの条件

- ・入国後5年以内
- ・入国時点で5年以上の運転歴があること
- ・イスラエルに3か月以上滞在可能な査証を取得していること

※2017年9月以降、日本の自動車運転免許証左下に記載されている免許取得日に基づき、運転歴が5年以上あることが証明できる場合は、実技試験（ミブハン・シリタ）、筆記試験及び視力検査等が免除されます。

暫定居住者（トシャブ・アライ）や、在留資格のある長期滞在者（3か月以上）は、イスラエルに入国した日から5年以内であれば、イスラエルの運転免許証に書換え可能とされています。5年以上の運転歴があることを証明できない場合は、実技試験（ミブハン・シリタ）を受ける必要があり、2回以内で合格すれば筆記試験を免除されます。書換えのための実技試験は2回までしか受けられず、不合格の場合は一般手続きとなり、筆記試験（英語でも可能）及び通常の実技試験（ミブハン・ネヒガ・マアスィ）を受ける必要があります。

書換えのための実技試験は通常の実技試験よりも簡易な試験で、運転能力と路上での状況判断などの適格性が審査されます。料金や待ち時間の面でも通常の実技試験を受ける場合より優遇されています。

### 3 手続きの流れ

※イスラエルの ID 番号を取得していない方は、事前に陸運局で登録手続きを行い、9桁の ID 番号 (Licensing Department Identification Number) を取得する必要があります。登録手続きの際に旅券が必要です。

#### (1) オンラインサービスへの登録

下記のサイト (ヘブライ語のみ) に ID 番号、その他個人情報を入力し、健康状態に関する質問に回答します。入力終了後、携帯電話又はEメールに「登録された」旨を伝えるメッセージが届きます。

<https://govforms.gov.il/mw/forms/RishumTheory@mot.gov.il#>

#### (2) 写真撮影

免許業務の委託を受けた眼鏡店で写真撮影及び視力検査をします。必要なものは上記(1)のメッセージ、パスポート、ID カードです。終了後、申請フォームが陸運局にオンラインでアップデートされます。

#### <テルアビブ近郊窓口>

Optica Halperin テルアビブ・ディゼンゴフ・センター内

電話：03-525-4535

MEMSI ガンハイール・ショッピングセンター内

電話：03-564-1133

(3) お住まいの地域を管轄する陸運局 (ミスラド・リシューイ) で運転免許証の書換えを申請します。

#### <運転免許証の書換え申請に必要な書類>

- ・内務省発行のイスラエル ID カード (イスラエルの永住者等のみ)
- ・移民の場合は移民証 (テウダット・オレ)
- ・旅券 (3か月以上滞在可能な査証の提示)
- ・イスラエルの出入国記録証明書 (原本) (\*注1)
- ・有効な日本の運転免許証 (原本) 及びそのコピー
- ・大使館発行の自動車運転免許証の抜粋証明 (英語、有料) などの運転免許証の翻訳 (\*注2)
- ・現行の運転免許証で運転歴が5年以上ある事が証明できない方については、運転歴が5年以上ある事を証明できる公文書 (英語) (\*注3)

( \* 注 1 ) イスラエル国籍者及びイスラエル ID を取得している外国人居住者については、オンラインで出入国記録証明の申請が可能です。その他の外国人については、渡航者情報開示請求申請書 ( טופס הבקשה לביורר כניסות ויציאות מהארץ ) を印刷し、手書きで記入したものを、居住地を管轄する住民登録局窓口 ( 内務省 ) に直接提出することができます。

出入国記録証明については予約なしで請求可能で、発行手数料は無料とされています。

英語 : [https://www.gov.il/en/service/inquiry\\_of\\_exit\\_and\\_entrance\\_from\\_israel](https://www.gov.il/en/service/inquiry_of_exit_and_entrance_from_israel)

ヘブライ語 : [https://www.gov.il/he/service/inquiry\\_of\\_exit\\_and\\_entrance\\_from\\_israel](https://www.gov.il/he/service/inquiry_of_exit_and_entrance_from_israel)

( \* 注 2 ) 当館発行の自動車運転免許証の抜粋翻訳証明の申請には、日本の運転免許証及び旅券が必要です。申請は予約制となっていますので、事前に領事班までご連絡ください。

( \* 注 3 ) 運転免許証を失効等により再取得した場合で、免許証記載の当該免許取得日から書換え申請日までの期間が 5 年に満たない場合は、運転免許経歴を証明する書類を求められることがあります。該当される方は領事班までご連絡ください。

< テルアビブ近郊陸運局 ( ミスラドリシューイ ) >

\* 完全予約制となっています。

1 Halochmim st., Tel Giborim, Holon

[https://www.gov.il/he/departments/bureaus/licence\\_bureau\\_holon](https://www.gov.il/he/departments/bureaus/licence_bureau_holon)

月、水、木曜日 8 時から 13 時まで ( 12 時 30 分頃までの受付 )

日曜日、火曜日 8 時から 13 時まで ( 12 時 30 分頃までの受付 )

15 時 30 分から 17 時 30 分 ( 17 時ごろまでの受付 )

( 4 ) 運転教官 ( モレ・ネヒガ ) を手配し教習を受けます。一運転歴が 5 年以上あることが証明できない場合

教習料金は教官や場所によって異なり、1 レッスンが 100 - 150 シェケル程度。運転教官は、最寄りの教官の事務所若しくは、電話番号案内 ( 144 ) で問い合わせることができますが、口コミでの紹介が多い傾向にあります。運転教官の事務所は以下のマークの看板が目印で、教習中の車にはこのマークが掲示されています。



( 5 ) 実技試験 ( ミブハン・シリタ ) 一運転歴が 5 年以上あることが証明できない場合  
実技試験は教官を通してアレンジされます。

実技試験 ( ミブハン・シリタ ) を扱っている教官へ直接、若しくは教官が所属する事務所へ申し込み、受験料 ( 70 シェケル程度 ) を政府ポータルサイトからオンラインで支払うか、支払票を入手して郵便局で支払います。教官への試験車使用料などの支払いも別途必要となります。

教官が受験料の領収書をもって陸運局へ受験申請を行い、試験実施日時が通知されます。

(6) 陸運局から仮の運転免許証（紙）が交付されます。紙の運転免許証は正式な免許証が発行されるまでの期間限定のもので、運転免許証交付料（交付を受ける免許の有効期間により51～438シエケル）を支払った後、登録した住所へ本免許が発送されます。

交付される運転免許証の有効期間は、イスラエルの滞在査証の有効期限や在留資格によって決められます。